

新型コロナウイルス「5類」移行に伴う主な変更点

	5月7日まで	5月8日から
感染症法上の位置づけ	新型インフルエンザ等感染症 (2類相当)	5類感染症
マスク着用の考え方 (令和5年3月13日～)	屋内は原則着用 屋外は原則不要	個人の判断
行動制限 (外出自粛の要請)	感染者 : 最大7日間 濃厚接触者 : 最大5日間	感染者 : 個人の判断※ 濃厚接触者 : 特定の終了 ※発症から5日経過し、かつ症状軽快から 24時間経過するまでの外出自粛を推奨
病院への受診	発熱外来中心に対応	広く一般的な医療機関で対応
外来医療費	検査費・治療費を公費負担	原則自己負担
入院医療費	公費負担	自己負担 (令和5年9月末まで最大2万円補助)
ワクチン	自己負担なく接種	自己負担なく接種 (令和6年3月31日まで)
薬局等での無料検査	感染不安を感じる場合	終了